

第12回帯広市農業委員会議事録

平成29年5月31日、第12回帯広市農業委員会をとち大平原交流センターに招集した。

1. 開催時間 午前10時30分(開会)～午前11時15分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地等賃貸借の解約等の通知について
第4号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第3号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第4号	農用地利用集積計画の案の決定について

3. 署名委員 2番 丸谷 友姫 委員
3番 合歓垣 利隆 委員

出欠調書

<農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歡垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	欠席
8	廣瀬 文彦	欠席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	欠席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 23名
欠席委員 3名

<事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	欠席
農地係係長	今井 祐一	出席
農地係主査	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第12回帯広市農業委員会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
事務局 議長	<p>ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員につきましては23名となっております。議席番号8番 廣瀬文彦委員、9番 森委員、20番 小倉委員 につきましては欠席の申し出を受けております。</p> <p>本日の議事につきましては、報告が4件、議案が4件、その他が1件でございます。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>報告は以上でございます。</p>
事務局 議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、2番 丸谷委員、3番 合歓垣委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。</p>
事務局(森主任)	<p>それでは、報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。</p> <p>農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)</p>
事務局 議長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
事務局 議長	<p>ご質問等が無いようですので、報告第1号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。</p> <p>まず、4月分の調査結果について、中村健一調査委員長よりお願いいたします。</p>
中村健一調査委員長	<p>4月25日の調査ですが、報告第2号農地法第5条の一時転用に係る復元完了についての附番4番及び5番について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。以上で4月分の報告を終わります。</p>
事務局 議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、5月分の調査結果について、合歓垣調査委員長よりお願いいたします。</p>
合歓垣調査委員長	<p>5月10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番2から3の2件について現地調査をしたところ非農地であることを確認いたしました。以上で5月分の報告を終わります。</p>

議	長	ありがとうございました。
		以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご質問等が無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
		次に、報告第3号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、
		事務局より説明願います。
事務局(今井係長)		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。 (報告第3号、附番4の農地等賃貸借の合意解約1件について朗読・説明)
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご質問等が無いようですので、報告第3号はこれで終わります。
		次に、報告第4号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立
		について」、事務局より説明願います。
事務局(森田主査)		帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名
		について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。 (報告第4号、附番1から2のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買
		の成立2件について朗読・説明)
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご質問等が無いようですので、報告第4号はこれで終わります。
		以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
		これより議案の審議に入ります。
		議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題と
		いたします。
		議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(森田主査)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第1号、附番4から7のあっせん売買による所有権の移転2件、使用貸借権の
		設定2件について調査書に基づき朗読・説明)
		以上附番4から7までの4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に
		規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは申請どおり許可
		することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第2号、「1.農用地利用計画」附番1から2の農業用施設用地への用途変更2件、および「2.農地転用計画」附番1から2の牛舎および堆肥舎等建設のための農地転用2件について調査書に基づき朗読・説明)

「1.農用地利用計画」の附番1と「2.農地転用計画」の附番1、同じく、「1.農用地利用計画」の附番2と「2.農地転用計画」の附番2については同一の案件となっておりますので、一括してご説明いたします。

まずは附番1です。議案資料は1～5ページになります。申請者は、平成29年度に和牛80頭の増頭を計画しており、既存施設では飼育することは困難なため、今回増頭分の育成舎及び堆肥舎の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響がないと思われまますので、転用は止むを得ないものと考えます。

続いて附番2です。議案資料は6～9ページです。申請者は人工授精所を経営しており、健全な個体による生産を目指しております。そのため購入した仔牛からの家畜伝染病蔓延防止のため、約3か月仔牛を検疫飼育する必要があることから今回検疫舎と堆肥舎の建設を計画したものです。また、検疫をおえた仔牛は、議案第3号で出てきます附番3の案件となっている飼育舎の方に順次移動し、飼育をするものです。周辺農地や周辺環境に影響がないと思われまますので、転用は止むを得ないものと考えます。

なお、本件は転用面積が30a超ですので、6月の北海道農業会議の常設審議委員会に諮ることといたします。説明は以上です。

議 長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1.農用地利用計画」の附番1・2と「2.農地転用計画」の附番1・2を一括して宮浦委員よりお願いいたします。

宮 浦 委 員

「1.農用地利用計画」附番1および「2.農地転用計画」附番1についてですが、申請地に接する117-17、117-18は平成26年に転用許可を受けた牛舎等施設が建っております。今回申請者は和牛80頭の増頭を計画しており、既設施設では飼育ができないことから、牛舎及び堆肥舎建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、転用することは止むを得ないものと考えます。

続いて「1.農用地利用計画」附番2および「2.農地転用計画」附番2についてですが、申請者は家畜人工授精所を経営しており、病気の無い牛であることが必要と

なっております。そのため購入した仔牛からの家畜伝染病蔓延防止のため、仔牛の経過観察をする必要があることから、今回検査舎と堆肥舎の建設を計画したものです。また、検査を終えた仔牛は議案第3号附番3の案件となっている飼育舎の方に順次移動し、飼育するものです。周辺農地や周辺環境に影響がないと思われるので、転用は止むを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

合 合 員

はい。

議 長

3番、合 合 員。

合 合 員

一つお聞きしたいんですけれども、転用計画自体についての意見は別に無いんですけれども、土地所有者と農用地利用計画の変更申出者との間で、過去に土地の貸借等の契約などが結ばれた上で、今回の転用計画ということになっているのではないかと思われるんですが、貸付等そういった申請がいつ頃行われているのかお伺いいたします。

事務局(今井係長)

はい。お答えいたします。貸借ではなく、事実上売買の契約が終わっておりまして、5条の許可が下りた時点で権利移動がなされるという条件付の売買契約がなされております。

議 長

合 合 員よろしいでしょうか。

合 合 員

はい。

議 長

他にご質問等はございませんでしょうか。

ご異議無しと認めますので、当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第3号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第3号、附番1から4の土砂または砂利採取のための一時転用に係る使用貸借権の設定2件、牛舎等建設のための農地転用に係る所有権の移転2件について、調査書に基づき朗読・説明)

まず附番1です。議案資料につきましては10～16ページです。申請地に接している139-1の一部及び139-4の一部が平成20年8月25日付で許可を受け土砂採取済みとなっておりますが、申請地との間に段差が生じていることから今回土砂採取することで、一団の農地として利用できるようにするものであります。周辺農地及び農業施設の使用に対して影響がないことから、一時転用することは止むを得ないものと考えます。

続いて附番2です。議案資料は17～27ページです。申請地は耕作土に砂利層があり

大型機械による農作業が困難なため、砂利採取を行うことで優良農地となることから、一時転用を許可する事は止むを得ないと考えます。また、近接の166-1と166-3の一部は、平成28年度に砂利採取済みとなっております。

続きまして附番3、4につきましては、議案第2号でご説明した内容のとおりであり、農地法第5条の各要件に合致している事を確認しております。ただし、転用面積が30aを超えていますので、6月の北海道農業会議常設審議委員会に諮ることと致します。

議長 それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番1・2について、吉田宏一委員よりお願いいたします。

吉田宏一委員 それでは意見を申し上げます。附番1ですが、申請地に接する土地は平成20年に土砂採取済みとなっており、現在の申請地と段差が生じていることから、土砂採取を行うことで一団の農地として利用できるようになるものです。周辺農地及び農業施設の使用に対して影響がないことから、一時転用することは止むを得ないものと考えます。

附番2ですが、申請地に接する166-1及び166-3の一部は平成28年に砂利採取済みですが、平成28年に財務事務所から土地所有者が購入した184、185を含めて砂利採取をすることで、一段の農地として利用することができるようになることから、一時転用することは止むを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。続いて、附番3・4について、宮浦委員よりお願いいたします。

宮浦委員 それでは意見を申し上げます。附番3、4につきましては、議案第2号ですでに説明した内容のとおりであり、規模拡大に伴う農業用施設の転用は止むを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

なお、転用面積が30aを超える案件については許可相当とし、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第4号、一般分 附番16から18の賃借権の設定3件について調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化

		促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議	長	これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いて「その他」に入ります。 「農業委員会活動平成28年度 点検評価 及び 平成29年度 活動計画 について」、事務局より説明願います。
事務局(今井係長)		(農業委員会活動平成28年度 点検評価 及び 平成29年度 活動計画についての説明)
議	長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。 他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。 次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局	長	ご起立願います。お疲れさまでした。